

平成29年9月

お客さま 各位

兵庫県信用組合

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について
(特殊詐欺からお客さまをお守りするために)

いつも兵庫県信用組合をご利用いただきありがとうございます。

近年、特殊詐欺の被害が多発しております。特にキャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「振り込め詐欺」、「還付金詐欺」が急増しております。

当組合では特殊詐欺被害を未然に防止するための対応といたしまして、下記のとおり、キャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な預金を悪質な犯罪者からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

平成29年9月30日現在で70歳以上の個人のお客さまのうち、過去3年以上、当組合キャッシュカードを利用したATMでのお振込みをご利用されたことがないお客さま
※今後は毎年3月31日現在で上記の条件となるお客さまといたします。

2. 利用制限の内容

対象となるお客さまについては、振込限度額を1,000円とし、1,000円を超えるATMからのキャッシュカードによるお振込みを制限させていただきます。

3. 利用制限開始日

平成29年10月23日(月)より

4. 上記のお客さまがキャッシュカードによる振込限度額の変更を希望される場合

平日の営業時間内に当組合お取引店へお申し付けください。
ご本人さま確認のうえ、振込限度額を変更させていただきます。

【ご持参いただくもの】

お届け印

本人確認書類

キャッシュカード

5. キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

以上